



熊本県公報

第 1 2 0 5 9 号

平成 23 年 11 月 4 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○熊本県職員グループウェア及び関連機器の借入に係る一般競争入札の参加資格等	(情報企画課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の変更	(社会福祉課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(〃)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(〃)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の休止	(〃)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
○道路の供用開始	(〃)	6
○道路の供用開始	(〃)	6
○鬼池港浮棧橋の管理引継	(港湾課)	7
○保安林の指定の解除	(森林保全課)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
○道路の区域変更	(〃)	9

公 告

○熊本県職員グループウェア及び関連機器の借入に係る一般競争入札の実施	(情報企画課)	10
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)	13
○換地計画の決定	(農地整備課)	13
○熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)	(都市計画課)	13
○熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)	(〃)	13
○県有地の売却	(管財課)	13
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県阿蘇みんなの森)	(森林整備課)	14
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県農業公園)	(農村水産政策課)	16
登 載 依 頼		
○熊本県立青少年の家の指定管理者の募集	(社会教育課)	18

告 示

熊本県告示第 1 0 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かぜの杜 デイサービスセンター 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	株式会社西福	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かぜの杜 デイサービスセンター 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	株式会社西福	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
やさしい手 尾ノ上店 熊本市尾ノ上一丁目 3 4 番 7 号	株式会社やさしい手熊本	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
やさしい手 尾ノ上店 熊本市尾ノ上一丁目 3 4 番 7 号	株式会社やさしい手熊本	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス亀川 天草市亀場町亀川 7 5 1 - 2 6	特定非営利活動法人ひと ・学び支援センター熊本	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス亀川 天草市亀場町亀川 751-26	特定非営利活動法人ひと ・学び支援センター熊本	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1085 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターエバグリーン 熊本市鶴羽田一丁目 10 番 1 号	株式会社桜の風	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1086 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターエバグリーン 熊本市鶴羽田一丁目 10 番 1 号	株式会社桜の風	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1087 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスさんくす 熊本市白藤二丁目 5 番 1 号	有限会社まごころサービ ス	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1088 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスさんくす 熊本市白藤二丁目 5 番 1 号	有限会社まごころサービ ス	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1089 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- 熊本県職員グループウェア及び関連機器の借入 一式
- 2 入札参加資格
- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
- 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
- 告示の日から平成 23 年 11 月 18 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
- 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第 1090 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	変更事項		変更年月日
		旧	新	
小川 順二	小川治療院	施術所の所在地		平成 23 年 3 月 1 日
		人吉市下原田町 字瓜生田 105 7 番地 7	人吉市宝来町 1298 番地 2	

熊本県告示第 1091 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
アスリード薬局小国店	阿蘇郡小国町宮原 425 番地 13	平成 23 年 9 月 22 日

岩下薬局	阿蘇市一の宮町宮地 1 8 6 3 番地 4	平成 2 3 年 1 0 月 7 日
------	------------------------	-----------------------

熊本県告示第 1 0 9 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
やまデンタルクリニック	名 称		平成 2 3 年 8 月 8 日
	中津留歯科医院	やまデンタルクリニック	

（訪問看護）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
社団法人荒尾市医師会訪問看護ステーション	名 称		平成 1 9 年 1 0 月 2 日
	社団法人荒尾市医師会老人訪問看護ステーション	社団法人荒尾市医師会訪問看護ステーション	
訪問看護ステーション月出	所 在 地		平成 2 3 年 2 月 1 日
	熊本市月出二丁目 4 番 2 3 号	菊池郡菊陽町光の森六丁目 6 番 3 号アーケアベニュー光の森 1 階	

熊本県告示第 1 0 9 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
なるせ歯科医院	上益城郡甲佐町大字岩下 6 5 番地 1	平成 2 3 年 4 月 1 0 日

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
有限会社岩下薬局	阿蘇市一の宮町宮地 1 5 9 番地 2	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

（訪問看護）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションアイリス	葦北郡芦北町大字芦北 2 0 9 4 番地	平成 2 2 年 1 1 月 1 日
健康保険人吉総合病	人吉市老神町 3 5 番地	平成 2 2 年 1 0 月

院

2 7 日

熊本県告示第 1 0 9 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
高浜内科医院	上益城郡嘉島町鯉 2 7 8 9 番地 1	平成 2 3 年 7 月 2 5 日

熊本県告示第 1 0 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内 7 0 2 番 1 地先から 同所 7 3 3 番 1 地先まで	45.0	活力基盤改築 (改築に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県告示第 1 0 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 2 0 0 6 番 1 地先から 同所 2 0 8 0 番 1 地先まで	130.0	一括道路（改築に伴う 拡幅）

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県告示第 1 0 9 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地 6 7 0 番 4 地先から 同所 6 6 1 番 4 地先まで	107.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県告示第 1 0 9 8 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

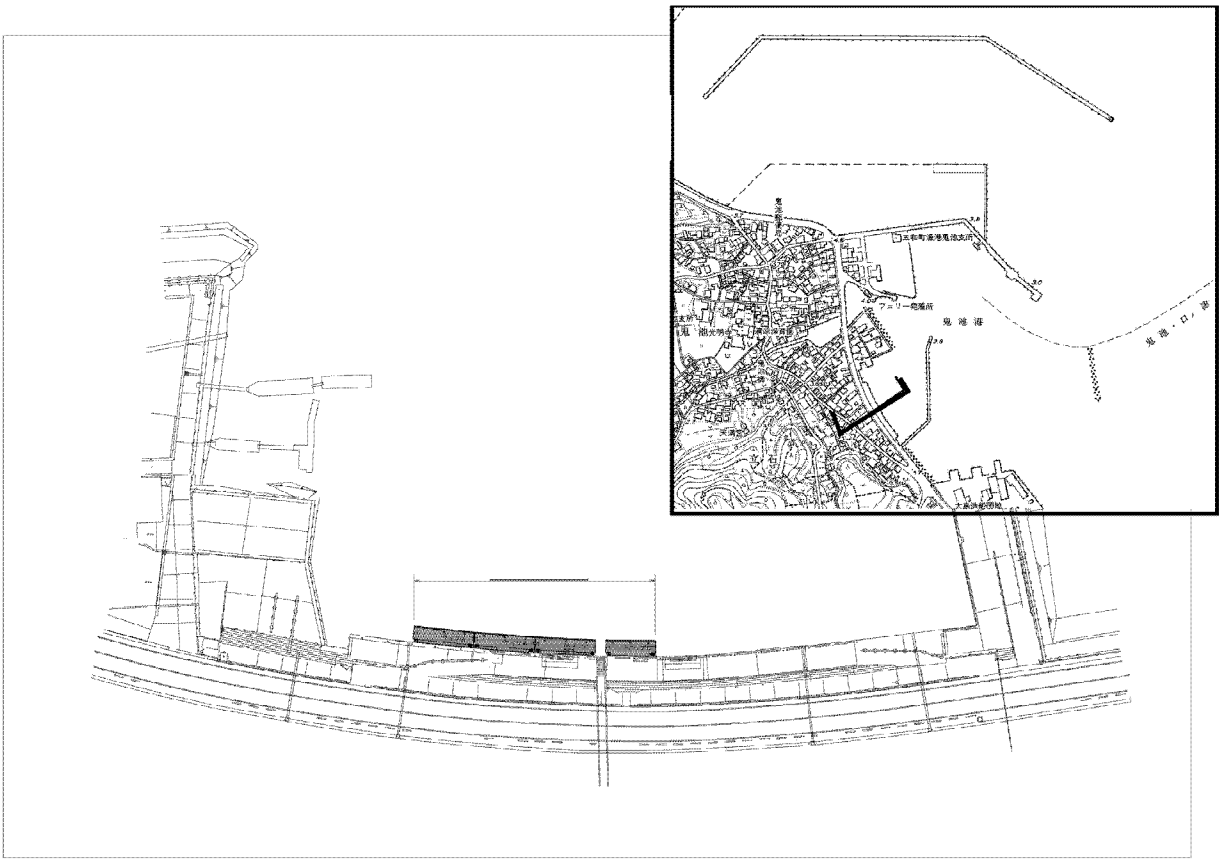
平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 鬼池港
2 所 在 天草市五和町字後浜地先
3 概 要

番号	種 類	数量及び能力
1	浮棧橋	幅 2 . 5 メートル、延 長 1 2 メートル（3 基） 幅 2 . 5 メートル、延 長 1 0 メートル（1 基）

4 位置図



熊本県告示第 1 0 9 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 6 条の 2 第 2 項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第 3 3 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天草市河浦町宮野河内字東部田 7 3 1 番 2、7 3 8 番
3

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスまごころ本舗 合志 すずかけ苑 合志市豊岡2527番地354	株式会社dream factory	平成23年11月1日

熊本県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション正直家 熊本市帯山七丁目1番35号	医療法人社団ヘルスアライアンス	平成23年11月1日

熊本県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション正直家 熊本市帯山七丁目1番35号	医療法人社団ヘルスアライアンス	平成23年11月1日

熊本県告示第1103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
やさしい手熊本デイサービスゆめ ふる熊工北門通り店 熊本市尾ノ上一丁目34番7号	株式会社やさしい手熊本	平成23年11月1日

熊本県告示第1104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
やさしい手熊本デイサービスゆめ ふる熊工北門通り店 熊本市尾ノ上一丁目34番7号	株式会社やさしい手熊本	平成23年11月1日

熊本県告示第 1105 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
J A 上益城居宅介護支援事業所虹のかけ橋 上益城郡甲佐町大字白旗 2 2 4 7 番地 1	上益城農業協同組合	平成 23 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡多良木町大字多良木字馬場田 1463 番 4 地先から 同所 1447 番 1 地先まで	前	10.1 ～ 11.0	228.8	一括交 安（交 差点改 良）
			後	15.2 ～ 32.8	228.8	
一般県道	多良木停車場線	球磨郡多良木町大字多良木字馬場田 1550 番 7 地先から 同所 1454 番 1 地先まで	前	13.9 ～ 14.0	97.1	
		球磨郡多良木町大字多良木字馬場田 1550 番 7 地先から 同所 1452 番 5 地先まで	後	15.4 ～ 26.1	80.7	
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字多良木字馬場田 1423 番 1 地先から 同所 1419 番 10 地先まで	前	6.1 ～ 8.6	111.8	
			後	14.5 ～ 28.4	103.3	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 11 月 4 日**熊本県告示第 1107 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218 号	上益城郡山都町城平字下犬馬		22.8		廃道

		場 34番1地先から 同町城平字脇 364番1地先まで	前	～ 52.0	44.0	
			後	20.8 ～ 49.2	44.0	

2 区域を変更する期日 平成23年11月4日

公 告

熊本県公告第563号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
熊本県職員グループウェア及び関連機器 一式
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
- (3) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
- (4) 借入期間
平成24年2月1日から平成29年1月31日まで
- (5) 納入場所
要求仕様書のとおり。
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)ア電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものに限り、紙入札により入札するものとする。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている場合
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (7) 入札金額
入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加有資格者として要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成23年11月18日（金）午後5時まで
イ 入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
ウ 入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着

- とする。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を紙入札により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を紙入札により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成 23 年 12 月 2 日（金）午後 5 時まで
- (4) 提出先
1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
所在地 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において行う。
- (2) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 23 年 12 月 15 日（木）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成 23 年 12 月 16 日（金）午前 10 時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
（県庁行政棟新館 9 階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 23 年 12 月 15 日（木）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と、中封筒の表に「借入物品の名称」と、中封筒の表に「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号に該当する入札
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の当該入札
ウ 電子入札において、契約権限のない者の IC カードを使用して行った入札
エ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項第各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Quantity of commodity
Group ware system for the staff of Kumamoto Prefectural Government and related equipment one set
- (2) Date and Place for tender:
Date:December 12nd 10:00 a.m.
Place:The ninth floor Information and Planning Division room. New building Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information and Planning Division,Transportation Policy and Information Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other

Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 6 4 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営大久保地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営大久保地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 3 年 1 1 月 7 日から平成 2 3 年 1 2 月 5 日まで
- 3 縦覧場所
多良木町役場

熊本県公告第 5 6 5 号

県営宇城東部 2 期地区（松の平工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 2 3 年 1 1 月 7 日から
平成 2 3 年 1 2 月 5 日まで
- 2 縦覧の場所 美里町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 5 6 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（笹原第二地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第 5 6 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（拾八町第二地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第 5 6 8 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示

- 所在 熊本市南町180番
土地 地目 宅地
地積 1,595.01平方メートル（公簿・実測）
最低売却価格 72,700,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（2） 破産者で復権を得ない者
（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年12月13日（火）午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階 902会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
（1） 提出方法 持参又は郵送による。
（2） 提出期限 平成23年12月2日（金）午後5時（郵送の場合は期限日必着）
（3） 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年12月27日（火）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
（1） 売買代金納入期限 契約締結日から起算して30日を経過した日
（2） 契約締結場所 別途指定する。
（3） 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
（4） 問合せ先 熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2088）

熊本県公告第569号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 施設の概要

- （1） 名称
熊本県阿蘇みんなの森（以下「阿蘇みんなの森」という。）

- （2） 場所
熊本県阿蘇市蔵原字高塚、字東岩狩及び字下大久保地内

- （3） 施設の規模等
ア 阿蘇みんなの森
敷地面積 9.9ヘクタール（道路敷を含む。）

- イ 森林学習展示館
木造平屋建 床面積181平方メートル
敷地面積 600平方メートル

- ウ ポンプ室
コンクリートブロック平屋建 6.4平方メートル
敷地面積 40平方メートル

（4） 施設の概要

- ア 阿蘇みんなの森
樹木園、きのこの森、体験学習林、間伐展示林、車道、自然観察歩道、駐車

- 場、山小屋及びトイレ
イ 森林学習展示館
展示室及び資料室
ウ ポンプ室
揚水ポンプ
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 森林及び林業に関する学習活動の場の提供及びその広報に関する業務
(2) 森林を利用した保健及び休養の場の提供に関する業務
(3) 阿蘇みんなの森の設置目的を達成するために必要な業務
(4) 阿蘇みんなの森の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
(5) 指定管理者が阿蘇みんなの森の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 管理に要する経費
阿蘇みんなの森の管理に要する経費は、県から支払われる委託料によって賄うこととする。県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。
- 5 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事業所を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
(7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
(7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 6 募集要項の交付
(1) 交付期間
平成 23 年 11 月 14 日(月)から平成 23 年 12 月 15 日(木)まで
(2) 交付場所
熊本県農林水産部森林局森林整備課(県庁本館 10 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2441
- 7 申請の手続
(1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 熊本県阿蘇みんなの森指定管理者事業計画書及び熊本県阿蘇みんなの森管理業務の収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
(ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」についての申立書
(2) 申請書の提出先
6 の(2)に同じ。
(3) 申請書の提出期間
平成 23 年 12 月 8 日(木)から平成 23 年 12 月 15 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。

- 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部とする。
- 8 現地説明会
- (1) 日時
平成23年11月25日(金)午後2時
- (2) 場所
阿蘇市蔵原 「阿蘇いこいの村」駐車場集合
- (3) その他
現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を6の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 指定管理候補者の選定方法
- (1) 提出された申請書により第1次審査(資格審査)を行う。
- (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)による第2次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (3) 選考委員会での得点が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的には県において指定管理候補者を選定する。
- (4) 指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に選定される。
- 10 留意事項
- (1) 次の場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (4) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第570号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県農業公園(以下「農業公園」という。)
- (2) 場所
合志市栄3802番地4 他
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 279,059平方メートル
イ 主な施設 芝生広場、バラ園、カントリータワー等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 農業に関する県民の理解と興味を深め、農業公園の活用を図るための業務
- (2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
- (3) 展示、研修及び会議のための施設の提供
- (4) 農業公園の入園に関する業務
- (5) 農業公園の使用の許可に関する業務
- (6) 農業公園の利用料金に関する業務
- (7) 農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
- (8) その他農業の振興及び発展に必要な業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 管理に要する経費
農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。
- 5 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。

- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 6 の(1)に記載する書類のウ～ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
エ 参加については、一グループにつき一提案に限ること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は、(1)～(7)の全ての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除く全ての要件を満たすこと。
- 6 申請の手続
- (1) 提出書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）
イ 農業公園の管理運営に関する事業計画書及び農業公園管理業務の収支計画書
ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求又は受領する団体等を明らかにした書類）
(ウ) 指定申請に係る誓約書
(エ) 合意書に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁本館 8 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2362
- (3) 提出期間
平成 23 年 11 月 28 日（月）から平成 23 年 12 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本 1 部、副本 8 部（副本については、写しで可）
- 7 指定管理候補者の選定
- (1) 提出された申請書類により第 1 次審査（資格審査）を行う。
- (2) 第 1 次審査通過後、指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による第 2 次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求め、各委員が審査・採点を行う。
- (3) 選考委員会から、採点の集計結果に基づき、選定にあたっての意見が知事に報告され、当該意見を踏まえて知事が指定管理候補者を選定する。
- 8 募集要項の交付
6 の(2)に掲げる場所で、平成 23 年 11 月 4 日（金）から平成 23 年 12 月 2 日（金）までの間に、交付する。

- 9 現地説明会
 (1) 日時
 平成 23 年 11 月 15 日 (火) 午前 10 時 30 分
 (2) 場所
 農業公園
 (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書をあらかじめ提出すること。
- 10 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 11 その他
 (1) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (2) 問合せ先
 6 の (2) に同じ。

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 15 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 23 年 11 月 4 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。
- (1) 施設の名称
 ア 熊本県立天草青年の家
 イ 熊本県立菊池少年自然の家
 ウ 熊本県立豊野少年自然の家
 エ 熊本県立あしきた青少年の家
 なお、以下これらの 4 施設の総称を「青少年の家」という。
- (2) 施設の場所
 ア 上天草市松島町合津 5500
 イ 菊池市原 4885 番地 5
 ウ 宇城市豊野町山崎 1775
 エ 葦北郡芦北町鶴木山
- (3) 施設の規模等
 ア 敷地面積 168, 557 平方メートル
 主な建物 宿舍 (250 人収容)
 イ 敷地面積 81, 305 平方メートル
 主な建物 宿泊棟 (208 人収容)
 ウ 敷地面積 101, 286 平方メートル
 主な建物 宿泊棟 (200 人収容)
 エ 敷地面積 125, 646. 59 平方メートル
 主な建物 和室・洋室宿泊棟 (300 人 (最大 400 人) 収容)
- (4) 施設の概要
 ア 宿舍、講堂、大研修室、中研修室、第 1 研修室、第 2 研修室、視聴覚室、食堂、体育館、キャンプ場、屋根付き運動場等
 イ 宿泊棟、研修室、工作室、体育室、食堂、キャンプ場等
 ウ 宿泊棟、研修室、プレイホール、食堂、キャンプ場等
 エ 洋室宿泊棟、和室宿泊棟、大研修室、中研修室、小研修室、創作室、食堂、文化ホール、体育館、キャンプ場、艇庫等
- 2 指定管理者が行う業務
 (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 (2) 青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備 (以下「施設等」という。) の提供並びに当該研修に関する指導及び助言
 (3) 県民の生涯学習の諸活動のための施設等の提供及び当該諸活動に関する助言

- (4) 青少年教育に関する調査研究（青少年の健全育成に効果的な集団活動や自然体験活動等の教育的プログラムの研究開発及びこれに必要な調査等）
- (5) 利用者の安全を確保するための施設等の維持管理業務（別途定める額を超える修繕を除く）
- (6) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。（一般競争入札の参加資格を満たすこと。）
- (2) 熊本県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
- ア グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 指定管理者指定申請書及び指定管理者事業計画書以外の提出書類については、参加者それぞれについて提出すること。
- エ 一申請者一提案
申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。
- オ また、代表団体は参加資格（1）～（7）のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は（2）を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成 16 年熊本県教育委員会規則第 6 号）別記様式）
- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前 3 カ年の事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前 3 カ年の事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合はグループ構成員表、グループ協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）、処務規程（グループ内の組織における権限とその意思決定等を明らかにした書類）及びリスク分担表（グループ内の組織における青少年の家の管理運営業務に関するリスク分担を明らかにした書類）
- (ウ) 申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁社会教育課（県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2697
FAX 番号 096-387-0089
- (3) 提出期間

- 平成 23 年 11 月 24 日（木）から平成 23 年 12 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時 00 分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本 1 部、副本 5 部（副本は、複写可。なお、製本は行わないこと。）
- (5) 留意事項
ア 申請書類は、日本工業規格の A4 サイズとし、白黒印刷に限るものとする。
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認める。
イ 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
ウ 提出書類は返却しない。
エ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び指定管理候補者選考委員会での検討に限る。）
オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定
平成 23 年 12 月に開催予定の指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5 の（2）に掲げる場所で、平成 23 年 11 月 4 日（金）から平成 23 年 12 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間に、交付する。
- 8 説明会
(1) 合同説明会
ア 日時 平成 23 年 11 月 14 日（月） 午前 10 時 00 分～
イ 場所 県庁行政棟本館 10 階 1004 会議室
(2) 施設見学会
施設見学会を次により開催する。参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者氏名をあらかじめ 11 月 14 日（月）までに 5 の（2）までメール又は FAX にて申し込むこと。
ア 日時及び場所
11 月 16 日（水） 午後 1 時 30 分から 熊本県立天草青年の家
11 月 17 日（木） 午前 10 時 00 分から 熊本県立菊池少年自然の家
11 月 18 日（金） 午前 10 時 00 分から 熊本県立豊野少年自然の家
11 月 21 日（月） 午後 1 時 30 分から 熊本県立あしきた青少年の家
- 9 その他
(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
オ その他、指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
(2) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(3) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(4) 委託料は、青少年の家の維持管理経費にかかる経費とする。
(5) 問い合わせ先
5 の（2）に同じ。